

理事会運営規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人京都わかくさねっと（以下「京都わかくさねっと」という。）の理事会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第 2 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、原則 2 ヶ月に 1 度の割合で開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から代表理事に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第 3 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 この法人の理事のうちには、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 また、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

第 2 章 理事会の招集

(招集者)

第 4 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、第 2 条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事会は、第 2 条第 3 項第 3 号による場合においては、理事が招集する。同項第 4 号後段による場合においては、監事が招集する。

3 代表理事は、第 2 条第 3 項第 2 号又は同項第 4 号前段に該当する場合においては、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した内容を開催日の7日前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

2 代表理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、代表理事をもって充てる。

2 前項にかかわらず、代表理事が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者をもって充てる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に理事として表決に加わることはできない。

3 また、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(監事の出席)

第 11 条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第 12 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第 13 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録による議事録を作成し、議長が署名又は記名押印し、主たる事務所に備え置く。

(議事録の配布)

第 14 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第 4 章 理事会の権限

(権限)

第 15 条 理事会は、京都わかくさねっとの業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第 16 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ 京都わかくさねっとの業務執行の決定
- ロ 代表理事及び理事の選定・解職
- ハ 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受け
- ホ 多額の借財
- ヘ 重要な使用人の選任及び解任
- ト 重要の組織の配置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ヌ 事業報告及び計算書類等の承認
- ル その他法令で定める事項

(2) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第 17 条 代表理事は、通常理事会ごとに自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 18 条 理事会の事務局には、事務局長がこれにあたる。

第 6 章 雑 則

(改廃)

第 19 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、令和 3 年 12 月 26 日から施行する。

(改訂) 令和 5 年 7 月 1 日